

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度ワクチン接種の電話問い合わせに係る労働者派遣
発 注 課	保) 調整担当課
選 定 事 業 者	リンケージサービス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本市では、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種事業を実施しているが、令和6年12月19日に、厚生労働省から各市町村長に対し、HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置実施と、带状疱疹ワクチンの定期接種化についての方針が示され、接種開始日である令和7年4月1日に向けて必要な準備を進めるよう指示があった。 HPVワクチンについては、特例的な措置である「キャッチアップ接種」の更なる経過措置であり、平成9年度から平成20年度生まれで、令和4年度から令和6年度までに1回以上HPVワクチンの接種を受けた女性を対象とする。一方、带状疱疹ワクチンについては、その年度に65歳から5歳刻みの年齢に達する者を対象とすることに加え、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが接種可能であることなど、両接種とも複雑な制度内容であり、年度開始前の3月までにプレスリリースを実施し、带状疱疹ワクチンについては広報さっぽろ4月号で市民周知を行うため、幅広い年代の市民や医療機関から多数の問い合わせが想定される。 以上より、令和6年度末から令和7年度にかけて、切れ目なく一連の問い合わせ体制を確保する必要があるが、機構改革に伴い、令和7年4月1日から「予防接種担当係」として係の規模を縮小した上で、両接種を含むすべての定期接種を所管することから、市民サービスに支障や中断を生じさせないよう、事業期間に対応する安定した問い合わせ体制を通年で継続することが必要不可欠である。 上記を踏まえ、受託者が派遣する電話オペレーターは、令和7年4月1日の時点で、両接種に関する令和6年度の事業内容を理解した上、定期接種に係る基本的事項や今後市が予定する事業内容を把握し、市民等へ正しく案内できなくてはならない。また、带状疱疹ワクチンについては、令和7年度が定期接種移行初年度であり本市として初めての取扱いとなるほか、带状疱疹ワクチン、HPVワクチンいずれの定期接種においても、接種対象者への個別通知の実施を予定しているが、現時点では未決定であることから、今後決定する事業内容に応じた柔軟かつ臨機応変な対応が求められる。 現在、新型コロナワクチン定期接種に関する電話問い合わせに係る労働者派遣契約を締結しているリンケージサービス株式会社が派遣する電話オペレーターは、新型コロナワクチンの定期接種移行初年度における多数の電話対応を丁寧かつ適切に実施し、他の定期接種に関する問い合わせにも柔軟に対応した実績を有するほか、令和6年度の業務を経験した電話オペレーターの継続派遣が可能である旨の内諾も得ており、年度の切れ目なく、安定した問い合わせ体制を継続して構築することが可能である。 以上より、令和7年度当初から引き続き所要の問い合わせ体制を確実に構築するためには、令和6年度の業務を経験した電話オペレーターを引き続き派遣することが可能な唯一の事業者である、リンケージサービス株式会社を選定することが適当である。なお、同社は令和6年度における業務を問題なく履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。	
根拠法令	■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和7年2月5日
-------	----------